

「福祉施設の入所者の地域生活への移行」に係る目標について

I 成果目標の設定

(1) 国の基本指針

- ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情に応じて設定。



(2) 県の成果目標

- ・令和8年度末の施設入所者数は、令和4年度末時点を基準に現状維持とします。
- ・令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の4.2% (92人) 以上が地域生活へ移行することを目指します。

【成果目標の積算】

項 目	国の基本指針 通りとした場合	県独自の 成果目標
① 令和4年度末の施設入所者数	2,209人	2,209人
② 令和8年度末の施設入所者数	2,098人	2,209人
③【目標値】 施設入所者数の減少見込み (②-①) (割合 ③÷①)	△111人 △5.0%	0人 △0%
④【目標値】 地域生活移行者数 (割合 ④÷①)	133人 6.0%	92人 4.2%

(3) 成果目標設定の考え方

- 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数（約180人）いる状況を踏まえるとともに、障がい者の将来ニーズを見据え、セーフティネットの役割の重要性に鑑み、令和8年度末の施設入所者数は現状維持を目標値とします。
- 施設入所者の地域生活移行は、地域生活を望む入所者の希望を実現するため、また、緊急度の高く真に入所が必要な待機者が入所できるよう可能な限り推進していきます。しかしながら、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況等を踏まえ、入所者のうち、60歳以下かつ、障害支援区分の中・軽度（障害支援区分4以下）の方である92人 (4.2%)を、令和8年度末までの地域生活移行者数の目標値とします。

2 指定障害者支援施設の必要定員総数の設定

(1) 必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。
- なお、指定障害者支援施設においては、多くの入所待機者がいる施設がある一方、入所定員数に空きがあり、今後も入所希望者がいない施設もあるという状況が生じています。
そのため、利用者ニーズや地域バランス等を踏まえ、入所定員数と入所者数の乖離、入所待機者の解消について検討していきます。

【指定障害者支援施設の必要定員総数】

	令和4年度※1	令和5年度※1	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者支援施設定員数	2,339人	2,339人	2,319人	2,319人	2,319人
実際の定員数※2	2,319人	2,304人			

※1 前計画で定めた必要定員総数

※2 令和4年度は年度末、令和5年度は11月現在

(2) 必要定員総数の考え方

- 本県の計画では、計画策定年度（R5）の前年度末（R4末）の実際の定員数を、計画策定期間（R6～R8）の必要定員数としてきています。
今回の計画でも、令和4年度末の実際の定員数2,319人を令和6年度から令和8年度の必要定員数とします。
- なお、この必要定員数2,319人は、「1 成果目標の設定」の令和8年度末の施設入所者数である2,209人の入所が可能であるとともに、令和5年度11月現在の実際の定員数2,304人よりも多い人数となっており、必要な定員数を満たす人数となっています。